

第5回 那珂川市農業委員会会議録

令和4年8月10日、那珂川市農業委員会会長は、令和4年度第5回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

【議案】

- 第24号 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）
- 第25号 農地法第5条の規定による許可申請について（1件）
- 第26号 農地転用計画変更について（1件）
- 第27号 農用地利用集積計画の利用権設定について（2件）
- 第28号 非農地証明について（1件）
- 第29号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

【報告】

- 第13号 専決処分について 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（1件）
- 第14号 専決処分について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（1件）

〈農業委員〉…8人

〈農地利用最適化推進委員〉…5人

〈事務局〉…3人

開会 （午前9時30分）

議 長	ただいまから、令和4年度第5回農業委員会総会を開会します。議案審議に入ります前に、那珂川市農業委員会会議規則第13条第2項に基づき、議事録署名人の指名を行いません。1番委員と、2番委員を指名します。それでは審議に入ります。 議案第24号番号1 「農地法第3条の規定による許可申請について」を事務局から説明願います。
事務局	議案第24号番号1 「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明した。

議 長	担当の2番推進委員の意見をお願いします。
委 員	現地確認を行いました。申請内容について、特に問題はありません。
議 長	質疑がある方は、挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により、承認されました。 次に、議案第25号番号1 「農地法第5条の規定による許可申請について」 を事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第25号番号1 「農地法第5条の規定による許可申請について」 を説明した。
議 長	担当の7番委員の意見をお願いします。
委 員	現地確認を行い、資材置場として利用するのに問題はない と思います。
議 長	質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により、承認されました。

	次に、議案第26号番号1 「農地転用計画変更申請について」 を事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第26号番号1 「農地転用計画変更申請について」 を説明した。
議長	質疑がある方は挙手をお願いします。はい、●委員。
委員	住宅が周りにありますが、夜遅くなど騒音などは大丈夫でしょうか。
議長	事務局、お願いします。
事務局	隣接している住宅への騒音等についてですが、事前に近隣への説明等は行っていると思いますが、ここでは農地法の基準に従って問題はないとの判断です。
議長	バーベキューの設備はいくつあるのですか。
事務局	変更後の図面では、土間コンクリートにテーブルが二か所設置されています。
議長	ほかに質疑はありませんか。はい。
委員	計画図面上にトイレの設備が無いようですが、どうなっていますか。
事務局	道路を挟んだ向かい側のパン屋さんが、その施設と関連しているようで、そちらが設備を提供する形になります。
議長	ほかに質疑はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議 長	全員賛成により、承認されました。 次に、議案第 27 号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 番号 1 および番号 2 を事務局から説明願います。
事務局	議案第 27 号番号 1 及び番号 2 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 を説明した。
議 長	質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により、承認されました。 次に、議案第 28 号 「非農地証明について」 番号 1 を事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 28 号番号 1 「非農地証明について」 を説明した。
議 長	担当の 6 番委員の意見をお願いします。
委 員	事務局の説明のとおりで、特に問題はありませんでした。
議 長	質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)

議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により、承認されました。 次に、議案第29号番号1 「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」 を事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第29号番号1 「令和4年度最適化活動の目標設定等について」 を説明した。
議 長	質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議 長	次に、報告事項です。 報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします
事務局	報告第13号番号1 専決処分について「農地法第4条第1項第1号の規定による農地転用届出書について」 報告第14号番号1 専決処分について「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」 以上、報告した。
議 長	本審議は終了し、第5回農業委員会は終了した。
	10時 50分 閉会